

30高教福第1277号

平成31年2月25日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

教職員等の選挙運動の禁止等について（依頼）

本年4月に統一地方選挙が行われる予定であることから、標記について遵守されるよう、別添写しのとおり文部科学事務次官より通知がありました。

公務員は、全体の奉仕者であり、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要があることは言うまでもありません。

特に、教育公務員については、教育の政治的中立性の原則に基づき、学校において特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限等についても公職選挙法及び教育公務員特例法に特別の定めがなされているところです。

なお、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなどにより、その職の信用を傷つけ、学校教育に対する国民の信頼を損なうこととなる場合は、地方公務員法に基づき、信用失墜行為の禁止に抵触する可能性があります。

この度の選挙に当たっても、別記の事項に留意のうえ、関係法令の周知徹底を図り、教育公務員が個人としての立場で行うか職員団体等の活動として行うかを問わず、これらの規定に違反する行為や教育の政治的中立性を疑わしめる行為をすることにより、県民の学校教育に対する信頼を損なうことのないよう貴管内の教育公務員に対し、適切な指導をお願いします。

また、教育公務員以外の教育委員会事務局職員等についても、地方公務員法により政治的行為が制限されているところであり、いやしくも、公務員の政治的中立性を疑わしめる行為をすることにより、教育行政に対する県民の信頼を損なうことのないよう、その服務規律の確保についても格段の配慮を併せてお願い申し上げます。

【別記】

- 1 地方公務員法及び教育公務員特例法における政治的行為の制限に係る規定は以下のとおり。
 - (1) 地方公務員は、地方公務員法第 36 条に基づき、一定の政治的行為の制限がなされていること。
 - (2) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国家公務員の例によるものとされており（教育公務員特例法第 18 条）、これにより、国家公務員法第 102 条及びこれに基づく人事院規則 14-7 に規定されている政治的行為の制限が適用されるものであること。
 - (3) したがって、公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、教育公務員以外の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものであり、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わずに全国に及ぶものであること。
 - (4) 本制限に該当しない場合であっても、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなどにより、その職の信用を傷つけ、学校教育に対する国民の信頼を損なうこととなる場合は、地方公務員法第 33 条に抵触する可能性があること。
- 2 公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止され、また、その地位を利用して候補者の推薦、後援団体の結成に参画するような選挙運動とみなされる行為をすることも禁止されていること。（公職選挙法第 136 条の 2）
- 3 学校教育法に規定する学校の長及び教員（以下「教員等」という。）は、学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。（公職選挙法第 137 条）
- 4 以上の選挙運動の禁止又は制限は、1 と 2 については公務員としての身分を有する限り、3 については教員等である限り、勤務時間の内外を問わず適用されるものであり、休暇、休職（いわゆる在籍専従も含む。）、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。
- 5 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 43 号）の成立により、施行日（平成 28 年 6 月 19 日）後に初めてその期日を公示される国政選挙の公示日以後にその期日を公示され又は公示される選挙から、選挙権を有する者の年齢について、年齢満 18 年以上となること。
- 6 高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒への政治的教養の教育と高等学校等への生徒による留意事項等については、平成 27 年 10 月 29 日付け文科初第 933 号「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」により示されているところであるが、引き続き、当該通知に基づき、高等学校等の生徒の政治的活動等について適切に対応いただくとともに、政治的教養の教育に当たっては、学校の政治的中立性の確保に留意す

ること。

- 7 選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為は、公務員の服務規律違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、上記 2 及び上記 3 の場合にあっては、刑事上の処罰の対象となるものであること。(公職選挙法第 239 条第 1 項第 1 号、第 239 条の 2 第 2 項並びに第 252 条第 1 項及び第 2 項)
- 8 違反行為の例を列举すると別紙（文部科学事務次官通知添付）のとおりであるが、具体的事例について判断するに当たっては、適宜関係法令を参照すること。
- 9 ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布は公職選挙法においては可能とされているが（公職選挙法第 142 条の 3 第 1 項）、政治的目的をもってなされる行為であって人事院規則 14-7 第 6 項各号に掲げる政治的行為に該当するものは国家公務員法において禁止されていること。



30文科初第1604号
平成31年2月22日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会教育長
殿

文部科学事務次官

(印影印刷)

教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）

本年4月に統一地方選挙が行われる予定ですが、公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務すべき職責があり、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要があることは言うまでもありません。

特に、教育公務員については、教育基本法等における教育の政治的中立性の原則に基づき、特定の政党の支持又は反対のために政治的活動等を行うことは禁止されています。さらに、教育公務員の職務と責任の特殊性により、教育公務員特例法において、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限は、国家公務員の例によることとされ、人事院規則で定められた政治的行為が禁止されています。また、公職選挙法においても、選挙運動等について特別の定めがなされているところです。

なお、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなどにより、その職の信用を傷つけ、学校教育に対する国民の信頼を損なうこととなる場合は、地方公務員法に基づき、信用失墜行為の禁止に抵触する可能性があります。

この度の選挙に当たっては、下記の事項に留意の上、教育公務員が個人としての立場で行うか職員団体等の活動として行うかを問わず、これらの規定に違反する行為や教育の政治的中立性を疑わしめる行為により、学校教育に対する

国民の信頼を損なうことのないよう、その服務規律の確保について徹底をお願いします。

また、公立学校の教育公務員以外の職員及び教育委員会事務局職員等については、地方公務員法及び公職選挙法により政治的行為が制限されているところであり、公務員の政治的中立性を疑わしめる行為により、教育行政に対する国民の信頼を損なうことのないよう、その服務規律の確保について徹底をお願いします。

もとより、上記の制限に違反することは許されず、このような法令の遵守の徹底は任命権者及び服務監督権者の責務であり、本通知の趣旨をすべての教職員等に周知するとともに、非違行為を行った者には、厳正な措置をとられるようお願いいたします。

さらに、教育委員会の教育長及び委員についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び公職選挙法において、積極的に政治運動をすること及びその地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

以上の趣旨を貴部局・貴委員会内、所管の学校及び教職員に周知徹底くださいますようお願いいたします。また、都道府県・都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村・市町村教育委員会に対し、以上の趣旨をそれぞれの委員会内、所管の学校及び教職員に周知徹底し、服務規律を確保するよう御指導方よろしく申し上げます。

記

1 地方公務員法及び教育公務員特例法関係

- (1) 地方公務員は、地方公務員法第36条により、一定の政治的行為の制限がなされていること。
- (2) 公立学校の教育公務員（公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員）の政治的行為の制限については、教育が国民全体に直接責任を負って行われるべきものであり、一地方限りの利害にとどまらないという教育公務員の職務と責任の特殊性から、教育公務員特例法第18条により、国家公務員の例によるものとされていること。これにより、国家公務員法第102条及び同法に基づく人事院規則14－7に規定されている政治的行為の制限が適用されるものであること。

- (3) したがって、公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、公立学校の教育公務員以外の地方公務員について制限されている政治的行為とは異なるものであり、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わずに全国に及ぶものであること。
- (4) 本制限は、公務員としての身分を有する限り、勤務時間内外を問わず適用されるものであり（人事院規則 14－7 第 6 項第 16 号については勤務時間内に限られる。）、休暇、休職（いわゆる在籍専従も含む。）、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。
- (5) 本制限に該当しない場合であっても、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなどにより、その職の信用を傷つけ、学校教育に対する国民の信頼を損なうこととなる場合は、地方公務員法第 33 条に抵触する可能性があること。

2 公職選挙法関係

- (1) 公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止され、また、その地位を利用して候補者の推薦、後援団体の結成に参画するような選挙運動とみなされる行為をすることも禁止されていること。（公職選挙法第 136 条の 2）
- (2) 学校教育法等に規定する学校の長及び教員（以下「教員等」という。）は、学校の児童生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。（公職選挙法第 137 条）
- (3) (1) については公務員としての身分を有する限り、(2) については教員等である限り、勤務時間の内外を問わず適用されるものであり、休暇、休職（いわゆる在籍専従も含む。）、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。
- (4) 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 43 号）により、選挙権を有する者の年齢が満 18 歳以上となっており、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも選挙権を有する生徒が在籍していることを踏まえ、平成 27 年 10 月 29 日付け文科初第 933 号「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」に基づき、引き続き、高等学校等の生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように指導し、選挙運動その他の政治的活動について適切に対応するとともに、政治的教養の教育に当たっては、学校の政治的中立性の確保に留意すること。

3 その他

- (1) 選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、上記2の場合にあつては、処罰（2年若しくは1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金、選挙権及び被選挙権の停止）の対象となるものであること。（公職選挙法第239条第1項第1号及び第239条の2第2項並びに第252条第1項及び第2項）
- (2) 具体的事例について判断するに当たっては、適宜関係法令や関係判例を参照すること。
- (3) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布は公職選挙法においては可能とされているが（公職選挙法第142条の3第1項）、政治的目的をもってなされる行為であつて人事院規則14-7第6項各号に掲げる政治的行為に該当するものは国家公務員法において禁止されていること。

【本件連絡先】

初等中等教育局財務課教育公務員係

電話：03-5253-4111（内線2588）

FAX：03-6734-3733

(参考) 教育公務員の違反行為の具体例

※「法」とは「公職選挙法」を、「規則」とは「人事院規則 14-7」を指す。

教育公務員の選挙運動等に関する公職選挙法、人事院規則等による違反行為の例	関係法令
1 候補者の推薦等 (1) 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。 (2) 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。 (3) 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること。	法136条の2、137条、規則6項1号、8号、11号 法136条の2、137条、規則6項1号、8号 法136条の2、137条、規則6項1号、5号、6号
2 投票の依頼又は勧誘 (1) PTA等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。 (2) 学校における児童生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。 (3) 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。 (4) 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。 (5) 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。	法136条の2、137条、規則6項1号、8号、11号 法136条の2、137条、規則6項1号 法136条の2、137条、規則6項1号、8号 規則6項8号 法136条の2、137条、規則6項1号、8号
3 署名運動 (1) 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。 (2) (1)の署名運動に協力するよう勧誘すること。	法138条の2、規則6項9号 規則6項9号
4 デモ行進 (1) 特定の政党又は候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。 (2) 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢をはること。	規則6項10号 法140条
5 新聞、雑誌、ビラ等 (1) 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、①発行すること、②回覧に供すること、③掲示し又は配布すること、④多数の人に朗読して聞かせること、⑤①～④いずれかの用に供するために著作し又は編集すること。 (2) 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。	法142条、143条、146条、148条、規則6項13号 規則6項7号
6 広告、ポスター、あいさつ状等 (1) 選挙用ポスターを貼ってまわること。 (2) 受持ちの児童生徒に選挙用ポスターを貼らせること。 (3) 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童生徒に持ち帰らせること。 (4) 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。 (5) 「〇〇候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁に貼ること。 (6) 選挙期間中、文書などについての配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること。 (7) 選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。	規則6項13号 法136条の2、137条、137条の2、規則6項1号 法136条の2、137条、142条、規則6項1号、13号 法142条、143条、146条、規則6項13号 法143条、145条、規則6項13号 法146条、規則6項13号 法136条の2、137条、規則6項1号
7 演説等 (1) 選挙運動のため、個人演説会又は街頭で演説すること。 (2) 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。 (3) 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること（集団で行えば更に重い罰則がある。）。	規則6項8号、11号 規則6項11号 法225条、230条
8 資金カンパ 特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参与し、又はその集金を援助すること。	規則6項3号
9 その他 (1) 選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること。 (2) 受持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。 (3) 勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと。 (4) 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、パソコン、コピー機等を用いること。	法151条の5、規則6項11号 法225条、136条の2、137条、規則6項1号 地方公務員法第35条（職務専念義務） 地方公務員法第33条（信用失墜行為）

(参考条文)

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第十五条 略

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3・4 略

○教育基本法（平成十八年法律第百二十号）

（政治教育）

第十四条 略

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）

（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

（罰則）

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

（政治的行為の制限）

第二百条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～十八 略

十九 第二百条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

二十 略

2 略

○人事院規則一四一七（政治的行為）（昭和二十四年人事院規則一四一七）

（適用の範囲）

- 1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。
- 2 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。
- 3 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。
- 4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第六項第十六号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

（政治的目的の定義）

- 5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であっても、第六項に定める政治的行為に含まれない限り、法第百二条第一項の規定に違反するものではない。
 - 一 規則一四一五に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。
 - 二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。
 - 三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。
 - 四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。
 - 五 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。
 - 六 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害すること。
 - 七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。
 - 八 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

（政治的行為の定義）

- 6 法第百二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
 - 二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。
 - 三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。
 - 四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
 - 五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
 - 六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。

- 七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
- 八 政治的目的をもって、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。
- 九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。
- 十 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。
- 十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
- 十二 政治的目的を有する文書又は図画を国又は特定独立行政法人の庁舎（行政執行法人にあつては、事務所。以下同じ。））、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。
- 十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。
- 十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。
- 十五 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
- 十六 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
- 十七 なんらの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

（服務の根本基準）

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（政治的行為の制限）

第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
 - 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
 - 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
 - 四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
 - 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為
- 3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。
 - 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。
 - 5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

※ 平成31年3月1日施行に伴い、下線部は追加・改正、波線部は削除

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
 - 二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員（以下「公庫の役職員」という。）
- 2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。
 - 一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 三 その地位を利用して、第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(署名運動の禁止)

第百三十八条の二 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人に対し署名運動をすることができない。

(氣勢を張る行為の禁止)

第百四十条 何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によつて氣勢を張る行為をすることができない。

(文書図画の頒布)

第百四十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

- 一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚
- 一の二 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）一人について、通常葉書 十五万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 二十五万枚
- 二 参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該選挙区の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この号において同じ。）に届け出た二種類以内のビラ 十万枚、当該選挙区の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書 二千五百枚を三万五千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を十万枚に加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）
- 三 都道府県知事の選挙にあつては、候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 十万枚、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書 二千五百枚を三万五千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を十万枚に加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）
- 四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚
- 五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚
- 六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四千枚
- 七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚

- 2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、二万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内の通常葉書及び四万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内のビラを、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。ただし、ビラについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに四万枚以内で頒布するほかは、頒布することができない。
- 3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラを、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。
- 4 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、前項の規定により衆議院名簿届出政党等が頒布することができるビラのほかは、頒布することができない。
- 5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵便株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。
- 6 第一項から第三項までのビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。
- 7 第一項及び第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。
- 8 第一項のビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。
- 9 第一項から第三項までのビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。
- 10 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号から第二号までの通常葉書及びビラを無料で作成することができる。この場合においては、第百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。
- 11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第六号までのビラの作成について、無料とすることができる。
- 12 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。以下同じ。）の類を多数の者に回覧させることは、第一項から第四項までの頒布とみなす。ただし、第百四十三条第一項第二号に規定するものを同号に規定する自動車又は船舶に取り付けたままで回覧させること、及び公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が第百四十三条第一項第三号に規定するものを着用したままで回覧することは、この限りでない。
- 13 衆議院議員の総選挙については、衆議院の解散に関し、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の氏名又はこれらの者の氏名が類推されるような事項を表示して、郵便等又は電報により、選挙人にあいさつする行為は、第一項の禁止行為に該当するも

のとみなす。

（ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布）

第百四十二条の三 第百四十二条第一項及び第四項の規定にかかわらず、選挙運動のために使用する文書図画は、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信（公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。以下同じ。）の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ。）により、頒布することができる。

2・3 略

（文書図画の掲示）

第百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

三 公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）が使用するたすき、胸章及び腕章の類

四 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

四の二 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類

四の三 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類（前項第四号の二の映写等の類を除く。）を掲示する行為は、同項の禁止行為に該当するものとみなす。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第百四十四条の二第一項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第一項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第八項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

5 第一項第一号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

6 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター及び同項第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第百二十九条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。

- 7 第一項第一号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて三をこえることができない。
- 8 第一項第四号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。
- 9 第一項に規定するポスター（同項第四号の三及び第五号のポスターを除く。）、立札及び看板の類（屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。）は、縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル（同項第一号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦三百五十センチメートル、横百センチメートル）を超えてはならない。
- 10 第一項の規定により掲示することができるちようちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。
- 11 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、幅十センチメートルを超えてはならない。
- 12 前項のポスターは、第一項第五号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。
- 13 第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。
- 14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第四百四十一条第七項ただし書の規定を準用する。
- 15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。
- 16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第百九十九条の五第一項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第一項の禁止行為に該当するものとみなす。
 - 一 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて二を限り、掲示されるもの
 - 二 ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第十九項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）
 - 三 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という。）の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの
 - 四 第十四章の三の規定により使用することができるもの
- 17 前項第一号の立札及び看板の類は、縦百五十センチメートル、横四十センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。
- 18 第十六項第二号のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。
- 19 第十六項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

- 一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
- 二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日の六月前の日から当該通常選挙の期日までの間
- 三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の六月前の日から当該選挙の期日までの間
- 四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙（統一対象再選挙（第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。次号において同じ。）を除く。）又は補欠選挙（同条第三項から第五項までの規定によるものに限る。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項又は第三項から第五項までに規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間
- 五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙（第三十三条の二第三項から第五項までの規定によるものを除く。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の六月前の日 of いずれか遅い日から当該選挙の期日までの間
- 六 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

（ポスターの掲示箇所等）

第百四十五条 何人も、衆議院議員、参議院（比例代表選出）議員、都道府県の議会の議員又は市町村の議会の議員若しくは長の選挙（第百四十四条の二第八項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした選挙を除く。）については、国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、第百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができない。ただし、橋りょう、電柱、公営住宅その他総務省令で定めるもの並びに第百四十四条の二及び第百四十四条の四の掲示場に掲示する場合については、この限りでない。